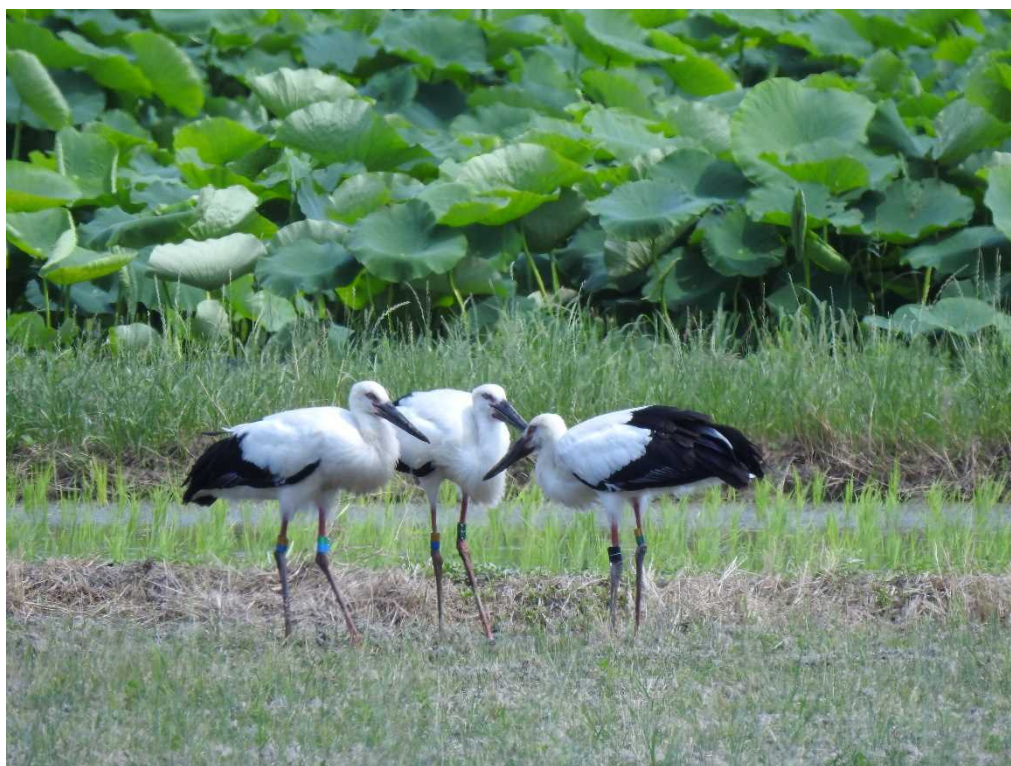


鳴門市農業振興計画



令和4年3月

鳴門市

【目次】

第1章 計画策定にあたって	1
第2章 鳴門市の農業	3
1. 農家の現状	
2. 農地の現状	
3. 農業生産の現状	
第3章 農業の課題	14
1. 担い手の育成・確保	
2. 農用地の利用促進	
3. 地域の特性を生かした農業振興	
4. 農村集落・農用地の保全	
5. 農業生産基盤の整備	
6. 林業の振興	
7. 新型コロナウイルス感染症の影響	
第4章 基本方針及び計画期間	17
1. 基本方針	
2. 計画期間	
第5章 重点施策	18
1. 担い手の育成・確保	
(1) 新規就農者の育成と確保	
(2) 認定農業者の育成	
2. 農用地の利用促進	
(1) 優良農地の確保と活用	
(2) 農地の集積・集約化	
3. 地域の特性を生かした農業振興	
(1) ブランド推進	
(2) 安全・安心な農産物の生産	

4. 農村集落・農用地の保全

- (1) 耕作放棄地の発生防止及び解消の促進
- (2) 農業用廃材の適正処理
- (3) 有害鳥獣対策
- (4) 特定外来生物の防除

5. 農業生産基盤の整備

- (1) 農業用排水施設の整備
- (2) 農地防災と保全
- (3) 農村環境の整備
- (4) 農道の整備

6. 林業の振興

- (1) 森林資源の保護・保全と適正利用

第1章 計画策定にあたって

鳴門市は四国の東部、徳島県の東北端、鳴門海峡の西側に位置しており、淡路島を跨ぎ、京阪神地域からの四国側の玄関口となっている。本市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地である。

本市における農業は、京阪神の大消費地に県内で最も近いという地理的条件と温暖な気候や地域ごとの土壌の条件を活かし、需要と栽培条件に適合した高品質で収益性の高い作物の導入を行い、農業振興を図ってきた。また、海も山もある豊かな自然環境から、消費者に知名度の高い「なると金時（さつまいも）」「れんこん」「だいこん」「なし」「らっきょう」など、数多くの地域特産物を有しており、その供給基地として体制づくりを進めているところである。

このように、長年地域の経済を支えてきた本市の農業であるが、近年は様々な課題を抱えている現状にある。農業者の高齢化による担い手の不足や耕作放棄地の増加、農業生産基盤の老朽化などに加え、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した生産流通の合理化や効率化を図ることが重要となってきた。また、高品質で安全・安心・安定的な農産物の生産流通を行うため、生産者、農業関係団体、行政が一丸となり、地域の特色を活かした戦略作物の振興と産地の確立を図り、付加価値を高めた農業の展開が可能となるよう、生産技術の高度化と生産・販売管理の強化、農地の効率的利用や土地基盤整備、環境と調和した生産資材の安定確保と確立などに努め、地域の人材・自然・資源・技術・伝統・歴史を総合的、最大限に活かした農業活性化の展開を図っていく必要がある。

このことから、本市の農業の持続的な発展を目的として、中長期的な視点に立ち様々な課題に対応するとともに、地域の特性を生かした農業振興の方向性を示す「鳴門市農業振興計画」を策定するものである。

第2章 鳴門市の農業

1. 農家の現状

(1) 農家数

総農家数は減少傾向にあり、2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、275戸（24.0%）減少している。また、販売農家数についても減少しており、10年間で288戸（25.6%）の減少となっている。

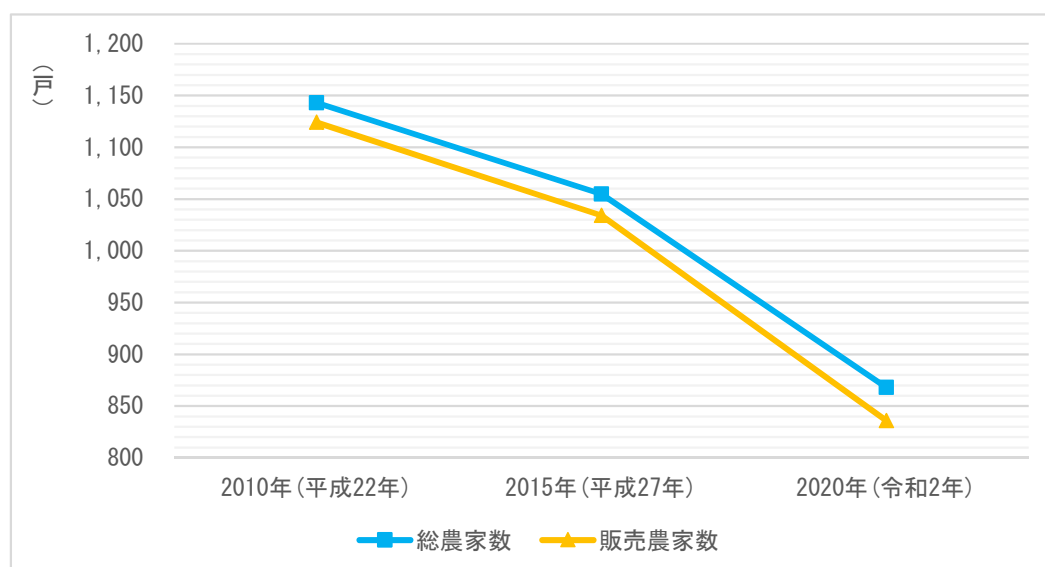
徳島県内全体をみても、農家数は年々減少傾向にある。

農家数の推移

（単位：戸）

	総農家数	販売農家数
2010年(平成22年)	1,143	1,124
2015年(平成27年)	1,055	1,034
2020年(令和2年)	868	836

資料：農林業センサス



徳島県 農家数の推移

（単位：戸）

	総農家数	販売農家数
2010年(平成22年)	22,046	20,332
2015年(平成27年)	18,513	16,927
2020年(令和2年)	14,568	13,331

資料：農林業センサス

※農家・・・調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

※販売農家・・・経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(2) 主副業別農家数

主副業別農家数を2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、主業農家は205戸（32.6%）の減少、準主業農家は117戸（62.6%）の減少となっている。副業的農家は一時的に増加傾向ではあったが、減少傾向となっている。

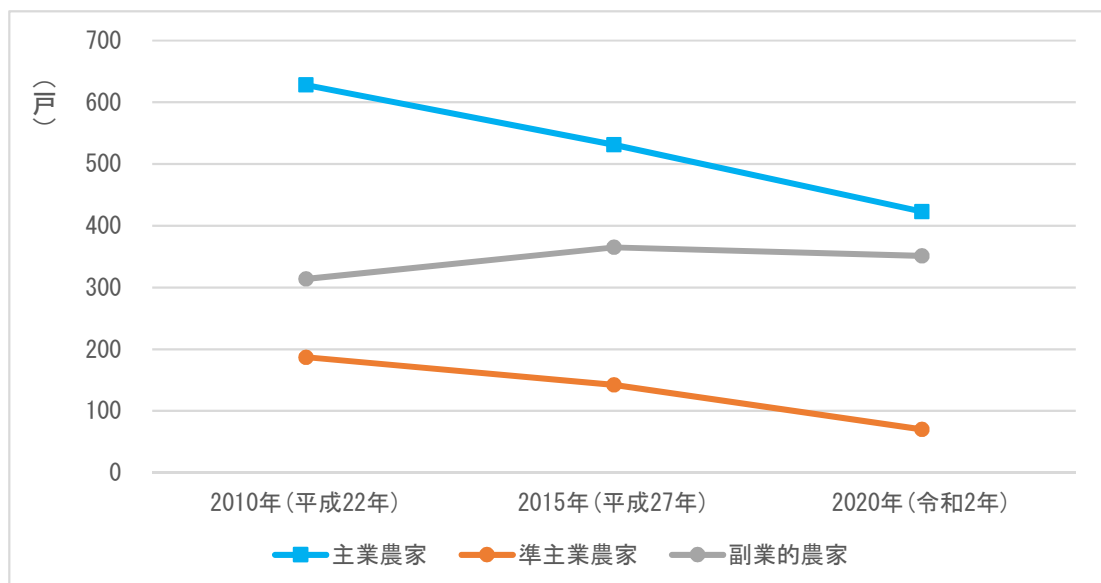
主副業別農家数の推移（販売農家）

（単位：戸）

	総農家数	主業農家	準主業農家	副業的農家
2010年(平成22年)	1,129	628	187	314
2015年(平成27年)	1,038	531	142	365
2020年(令和2年)	844	423	70	351

※総農家数は農業法人を引いた農家数

資料：農林業センサス



※主業農家・・・農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で1年に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

※準主業農家・・・農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で1年に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

※副業的農家・・・1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農業以外の農家）をいう。

(3) 農業法人経営体数

農業法人経営体数の推移

（単位：経営体）

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
法人経営体数	14	19	24

資料：農林業センサス

(4) 農業就業人口

農業就業人口は減少傾向にあり、2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、515人（18.8%）減少している。男女別で比較すると、男性が176人（12.9%）減少、女性が339人（24.7%）減少しており、特に女性が著しく減少している。

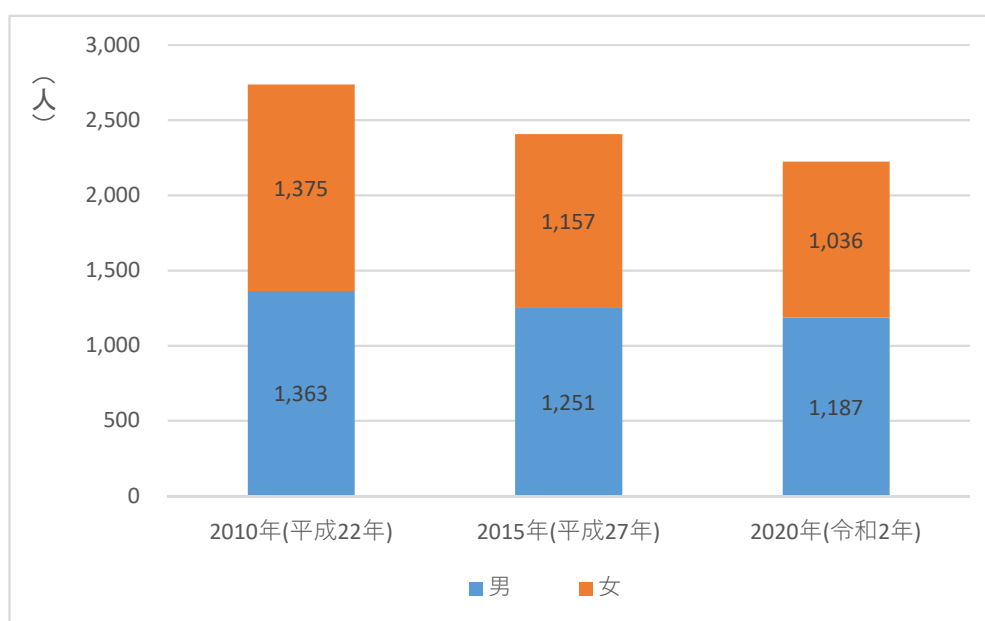
徳島県内全体をみると、2010年（平成22年）から2020年（令和2年）にかけて増加傾向にある。

農業就業人口の推移（販売農家）

（単位：人）

	合計	男	女
2010年(平成22年)	2,738	1,363	1,375
2015年(平成27年)	2,408	1,251	1,157
2020年(令和2年)	2,223	1,187	1,036

資料：農林業センサス



徳島県 農業就業人口の推移（販売農家）

（単位：人）

	合計	男	女
2010年(平成22年)	38,311	18,376	19,935
2015年(平成27年)	30,217	15,285	14,932
2020年(令和2年)	42,990	21,452	21,538

資料：農林業センサス

※農業就業人口・・・農業のみに従事した人または農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主の人

(5) 基幹的農業従事者数

農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者数は減少傾向にあり、2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、540人（23.6%）減少している。男女別で比較すると、男性が256人（20.9%）減少、女性が284人（26.7%）減少しており、女性の減少割合が大きくなっている。

2020年（令和2年）の年齢別基幹的農業従事者数をみると、65歳以上が937人で全体の53.7%となっており、65歳以上が大部分を占めており、農業従事者の高齢化が進んでいると推測される。

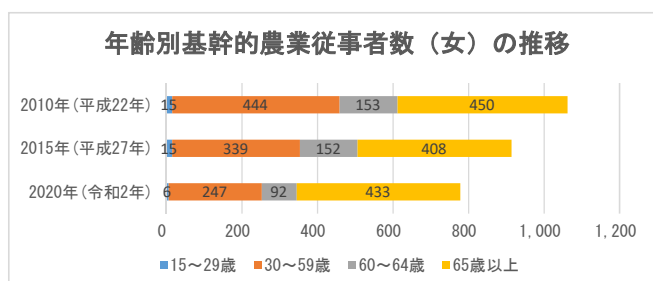
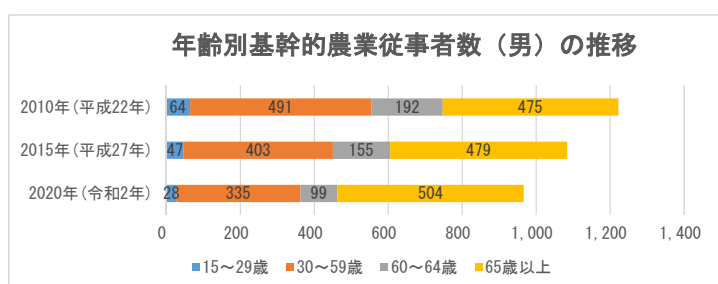
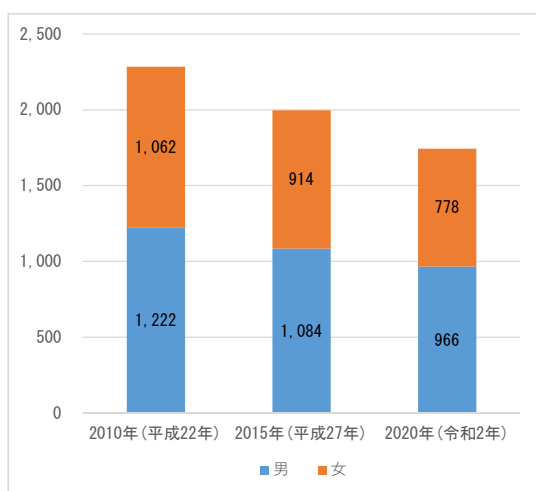
一方で、2020年（令和2年）の年齢階層別の構成比を比較すると、59歳以下の従事者が全国の20%、徳島県の17.6%に対して、鳴門市は35.3%で59歳以下の構成比率が高くなっている。

基幹的農業従事者数の推移（販売農家）

（単位：人）

	合計	男					女				
		15～29歳	30～59歳	60～64歳	65歳以上	15～29歳	30～59歳	60～64歳	65歳以上		
2010年(平成22年)	2, 284	1, 222	64	491	192	475	1, 062	15	444	153	450
2015年(平成27年)	1, 998	1, 084	47	403	155	479	914	15	339	152	408
2020年(令和2年)	1, 744	966	28	335	99	504	778	6	247	92	433

資料：農林業センサス



2020年（令和2年）年齢階層別基幹的農業従事者数構成比

（単位：%）

	計	15～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
鳴門市	100.0	21.1	14.2	11.0	53.7
徳島県	100.0	9.7	7.9	10.6	71.8
全国	100.0	10.7	9.3	10.2	69.8

資料：農林業センサス

(6) 農業後継者の有無別農家数

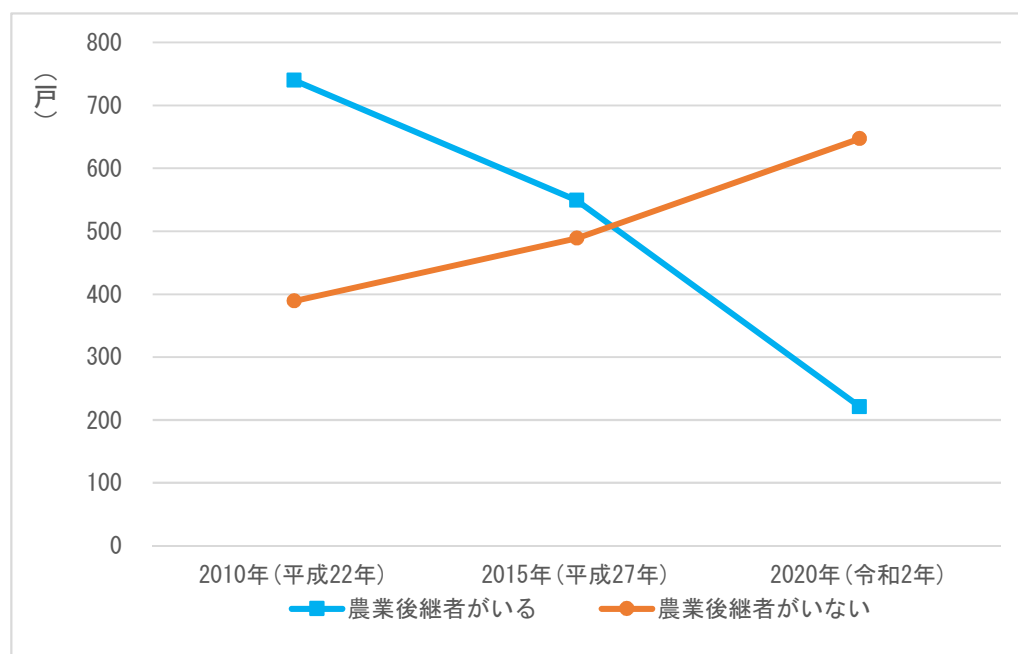
農業後継者がいる農家数は減少傾向にあり、2015年（平成27年）までは、後継者がいる農家数の方が多い状況であったが、2020年（令和2年）には、農家数の74.5%が農業後継者がいないとなっており、農業後継者問題は大きな課題である。

農業後継者の有無の推移

(単位：戸)

	合計	農業後継者がいる		農業後継者がいない	
2010年(平成22年)	1,129	740	65.5%	389	34.5%
2015年(平成27年)	1,038	549	52.9%	489	47.1%
2020年(令和2年)	868	221	25.5%	647	74.5%

資料：農林業センサス



(7) 認定農業者数

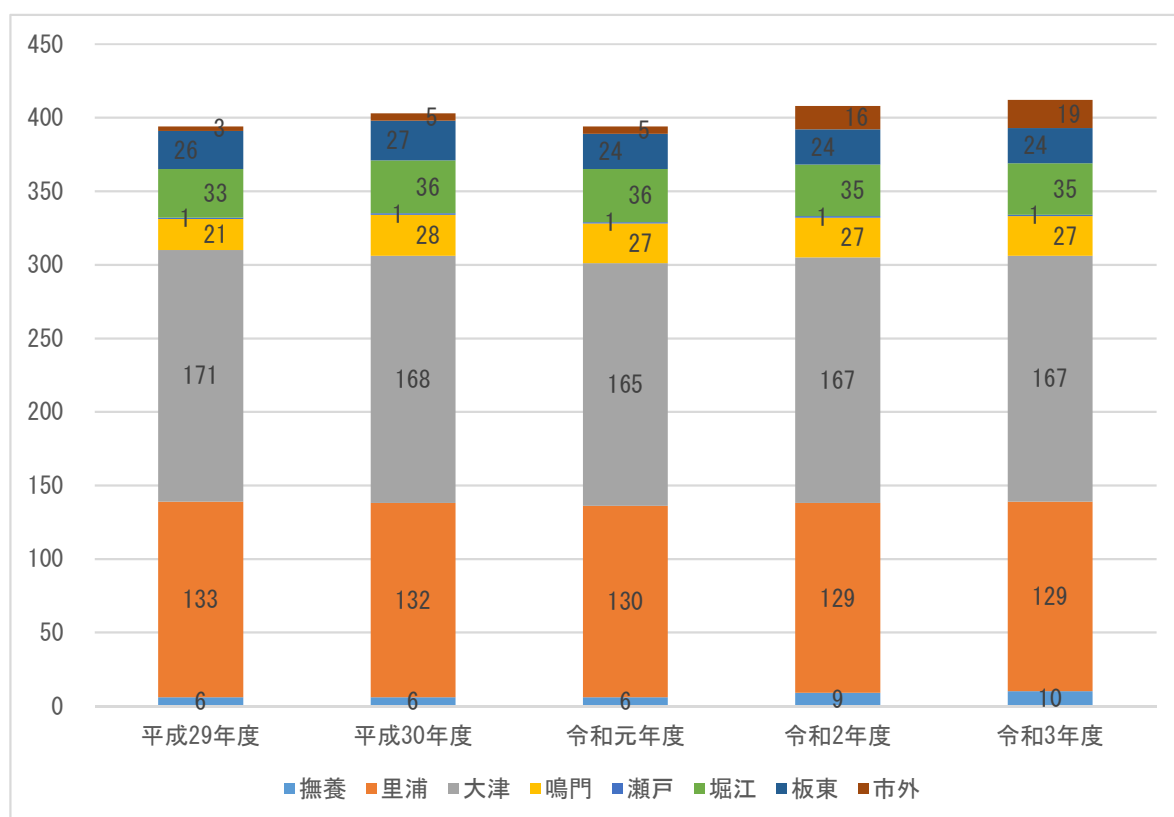
本市農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という）は、年々増加している傾向にあり、令和4年3月現在では、412人となっている。

年齢別の認定農業者数をみると、65歳以上の農業者数が最も多く、令和3年度においては65歳以上の農業者が全体の31.6%となっている。

認定農業者数の推移（地区別）

（単位：人）

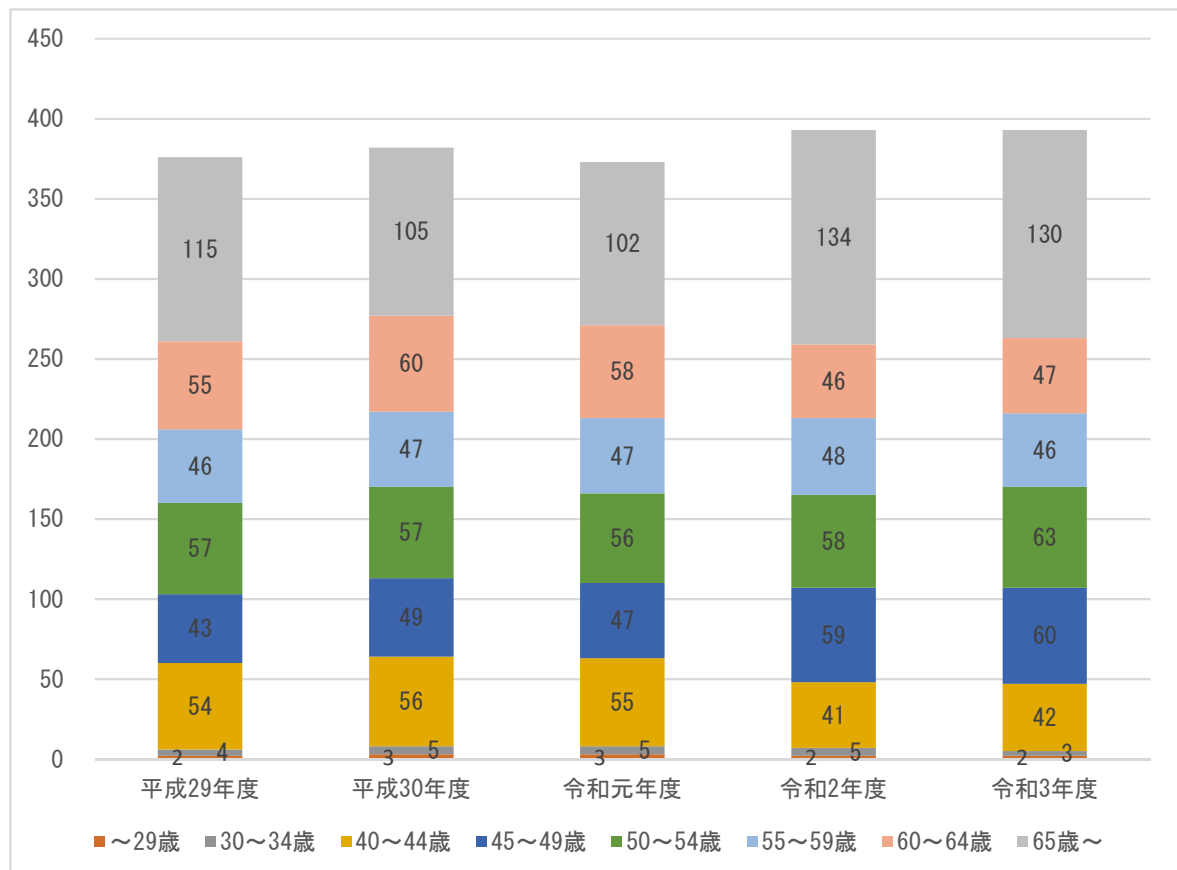
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計	394	403	394	408	412
内 訳	撫養	6	6	6	9	10
	里浦	133	132	130	129	129
	大津	171	168	165	167	167
	鳴門	21	28	27	27	27
	瀬戸	1	1	1	1	1
	堀江	33	36	36	35	35
	板東	26	27	24	24	24
	市外	3	5	5	16	19



認定農業者数の推移（年齢別）

（単位：人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計		394	403	394	408	412
内 訳	～29歳	2	3	3	2	2
	30～34歳	4	5	5	5	3
	35～39歳	17	21	21	15	19
	40～44歳	54	56	55	41	42
	45～49歳	43	49	47	59	60
	50～54歳	57	57	56	58	63
	55～59歳	46	47	47	48	46
	60～64歳	55	60	58	46	47
	65歳～	115	105	102	134	130

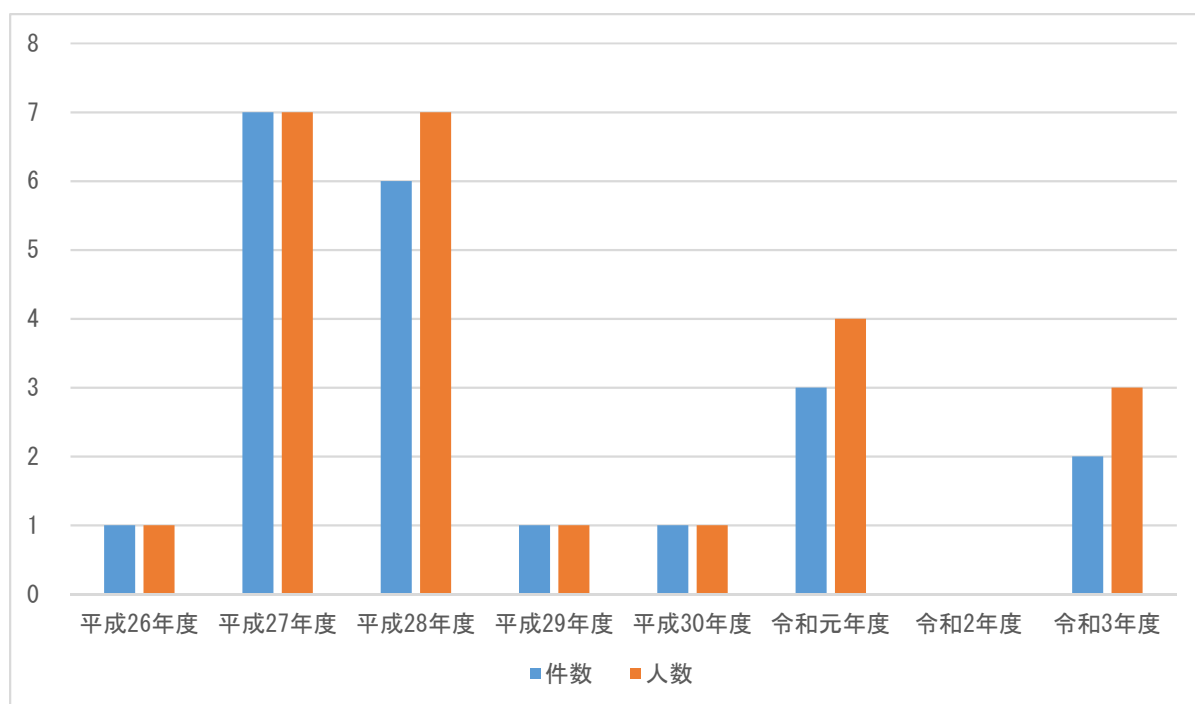


(8) 認定新規就農者数

新たに農業を始めるにあたり、青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下、「認定新規就農者」という）は、これまでに延べ21件、24人となっている。

認定新規就農者の多くは、国の補助金制度を活用しているところであり、今後
も新たな担い手の確保と就農後の定着を図っていく必要がある。

	認定新規就農者数		内 訳			
			補助金交付対象者		その後認定農業者 となった者	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成26年度	1	1	1	1	—	—
平成27年度	7	7	5	5	—	—
平成28年度	6	7	3	4	—	—
平成29年度	1	1	1	1	—	—
平成30年度	1	1	—	—	1	2
令和元年度	3	4	3	4	1	1
令和2年度	0	0	0	0	3	3
令和3年度	2	3	2	3	0	0
合計	21	24	15	18	5	6



2. 農地の現状

(1) 経営耕地面積

経営耕地面積は年々減少傾向にあり、2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、148ha（10.1%）減少しており、田の減少面積が74haで最も多くなっている。

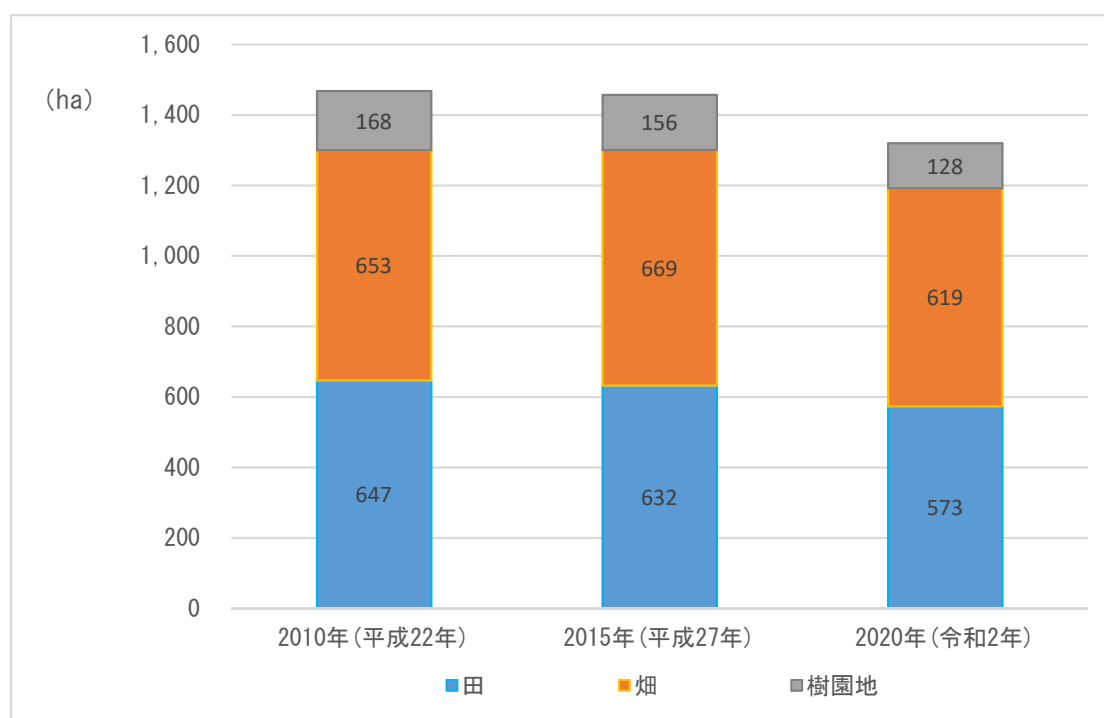
2020年（令和2年）地目別構成比は田が573ha（43.4%）、畑が619ha（46.9%）、樹園地が128ha（9.7%）となっている。

経営耕地面積の推移（販売農家）

（単位：h a）

	経営耕地面積	田	畑	樹園地
2010年(平成22年)	1,468	647	653	168
2015年(平成27年)	1,457	632	669	156
2020年(令和2年)	1,320	573	619	128

資料：農林業センサス



※経営耕地面積・・・調査期日現在で農家が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計

(2) 耕作放棄地面積

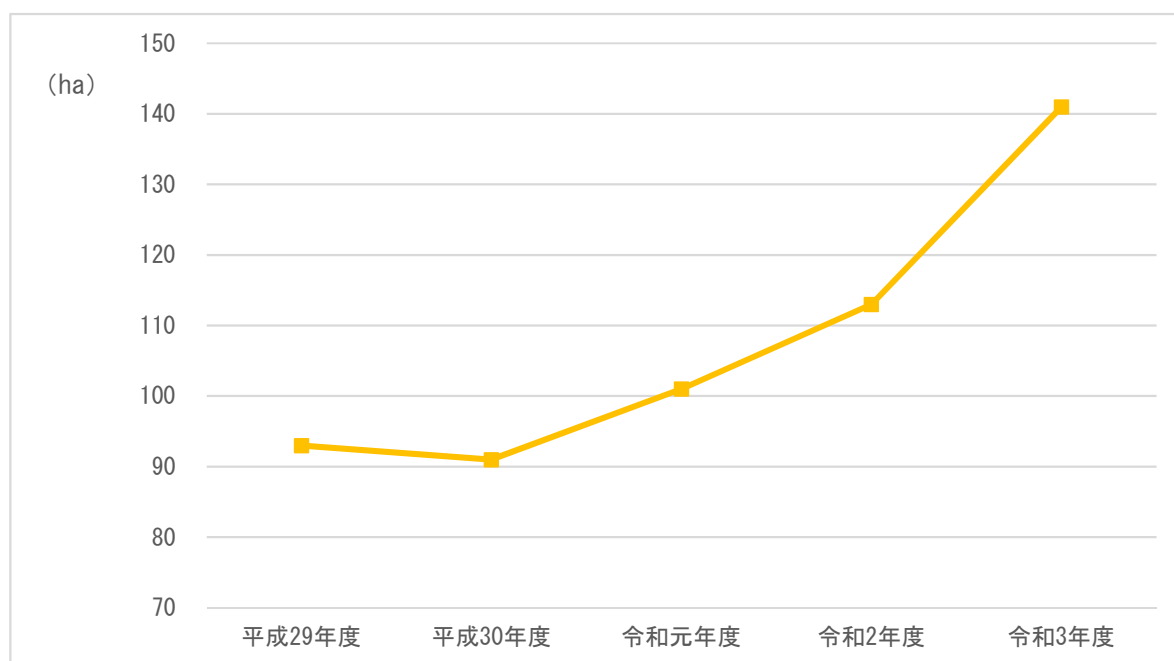
市内農地面積が年々減少している一方、耕作放棄地面積は年々増加傾向にあり、5年間で40ha（54.8%）増加している。また、耕作放棄地面積が占める割合は年々高くなっており、令和3年度は7.8%となっている。

耕作放棄地面積の推移

(単位：h a)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農地面積	1,850	1,820	1,810	1,800	1,800
耕作放棄地面積	93	91	101	113	141

資料：農業委員会



※耕作放棄地・・・耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年間の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

3. 農業生産の現状

(1) 農作物作付面積

作物別作付面積をみると、いも類が最も多く、次いで野菜、稲の順となっている。

2010年（平成22年）と2020年（令和2年）を比較すると、作付面積は143ha（9.2％）減少しており、主な作物についても減少傾向にあるが、野菜については微増している。

農作物の類別作付面積（販売農家）

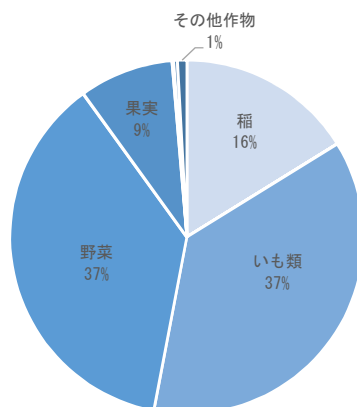
（単位：ha）

	合計	稲	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物
2010年(平成22年)	1,559	296	0	0	0	577	507	164	7	1	7
2015年(平成27年)	1,542	267	0	0	1	591	523	150	6	1	3
2020年(令和2年)	1,416	229	0	0	0	521	524	122	2	5	12

※農作物における販売目的の作物の類別作付（栽培）面積

資料：農林業センサス

農作物の類別作付面積（2020年）



(2) 農業産出額

農業産出額の推移

	合計	耕種									
		米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物
2015年(平成27年)	1,255	31	0		0	502	419	139	16	0	3
2016年(平成28年)	1,301	37	0		0	502	476	134	16	1	3
2017年(平成29年)	1,199	36			0	426	477	118	14	1	
2018年(平成30年)	1,088	36			0	395	389	116	17	1	
2019年(令和元年)	1,122	36			0	465	417	113	2	1	

（単位：千万円）

	畜産					
	肉用牛	乳用牛	豚	鶏卵	ブロイラー	その他畜産
2015年(平成27年)	90	9		26		2
2016年(平成28年)	82	10		23		2
2017年(平成29年)	75	9		24		3
2018年(平成30年)	83	9		21		4
2019年(令和元年)	78	5		1未満		

資料：農林水産省市町村別農業産出額（推計）

第3章 農業の課題

本市農業の現状から今後の農業振興における課題について、次のように整理する。

1. 担い手の育成・確保

本市の農家数は減少傾向にあり、それに伴い、販売農家の減少も進んでいる状況にある。また、農業従事者に占める65歳以上の割合が高くなっており、農業者の高齢化が進んでいるところである。

今後は、認定農業者や新規就農者また集落営農組織など、地域農業を担う経営体の育成と確保が重要な課題となっている。

2. 農用地の利用促進

優良農地の効率的な利用促進を図り、本市の農業の持続的な発展を進めていくためには、今後、地域の中心となる担い手へ農地を集積・集約化していく取り組みが必要である。また、農地利用の最適化に向けて、行政、農業委員会、農業協同組合（JA）、農地中間管理機構等が地域ぐるみで連携をし、地域の特性を踏まえた、きめ細やかな取り組みを持続的に行っていくことが必要である。

3. 地域の特性を生かした農業振興

高品質で安全・安心な農産物を生産するために、生産、流通体制の整備、省力・低コスト化技術の導入、効率的な出荷・流通形態の整備及び消費者ニーズに重点を置いた販売戦略の展開を進めながら、将来にわたり信頼のされる産地づくりを目指していく必要がある。

また、良好な生産条件を生かして生まれる数々の農産物を「鳴門ブランド」として、様々な方向から付加価値を見出し、農産物の品質の確保と供給力の向上を目指して、生産から販売までの総合的な戦略を展開し、「ブランド化」を進めていく取り組みが求められる。

4. 農村集落・農用地の保全

本市の経営耕地面積は年々減少しているなか、耕作放棄地が占める割合が高くなっている傾向にある。耕作放棄地の発生防止と解消は全国的な課題となっており、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足やあまり進んでいない農地集積などが原因として考えられる。

また有害鳥獣による農作物被害が増加し農作物に被害を与えていることやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物が農地に侵入し農業被害を及ぼす恐れがあることから対策が急務である。

5. 農業生産基盤の整備

農業生産活動を将来に向けて維持していくため、農業生産基盤である農地や農業関連施設の保全を行うとともに、関係団体と連携しながら、農地や老朽化が進む農業水利施設の維持管理体制の強化が重要である。

特に農業用排水機場の整備等にあたっては近年の気象変動により、雨水や道路排水等を含めた市民生活の安全を守る重要な機能を兼ね備えていることを考慮する必要がある。

6. 林業の振興

本市の林野面積は、7,085 haであり、市総面積の約52%を占めているが、気候及び地質など自然条件は森林育成には適していない現状である。しかし、治山治水などの防災機能、水資源のかん養、生活環境の保全、地球温暖化防止機能など、森林には公益的な機能が大きく、継続的な維持管理が必要である。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食店等の営業自粛や外出自粛により、農産物の価格が低迷し、販売及び売上額が減少しているところであり、農業者を取り巻く状況は厳しい状況にある。このような状況を受けて、その対策について取り組んでいくことが必要である。

第4章 基本方針及び計画期間

1. 基本方針

前章に記載した課題解決を図り、また地域の特性を生かした安全・安心な農産物の供給を続けていくため、下記の項目を重点施策とし、本市農業の持続的な発展に向けて取り組みをすすめていくこととする。

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 農用地の保全・利用促進
- (3) 地域の特性を生かした農業振興
- (4) 農村集落・農用地の保全
- (5) 農業生産基盤の整備
- (6) 林業の振興

2. 計画期間

第七次鳴門市総合計画の計画期間案にあわせ、令和5年度から12年度までの8年間を本計画の計画期間とし、5年度から8年度までの4年間を前期計画期間、9年度から12年度までの4年間を後期計画期間とする。

ただし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、令和4年度については、先行実施期間としてアフターコロナ、ポストコロナを見据えた取組の推進を図ることとする。

また、計画の進捗や社会情勢を考慮し、必要に応じて、本計画の修正、見直しを行うものとする。

第5章 重点施策

1. 担い手の育成・確保

農業者の高齢化や後継者不足により農業の担い手が減少する中、新規就農者の育成や確保、認定農業者の育成を図る。また、農業者が安定的かつ効率的な農業経営を行い、経営基盤の強化を進めていけるよう、支援を行う。

（1）新規就農者の育成と確保

青年等就農計画認定制度（認定新規就農者）の普及促進を図るとともに、鳴門藍住農業支援センター、農業協同組合（JA）等と連携して、農地の取得や貸借、実践の場の提供、研修先など、就農に関する相談体制を充実させ、農業へ参入しやすい環境づくりをすすめる。

また、巡回指導や支援策を講じるなど、新規就農者をフォローする取り組みを推進する。

（2）認定農業者の育成

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善に取り組む「認定農業者制度」を推進し、農業経営のスペシャリストを育成する。意欲ある農業者を育成・確保するため、スーパーL資金等の低金利融資支援、各種補助金制度や経営所得安定対策事業における優遇措置が受けられることなど、認定農業者制度の普及促進を図る。

- ①国や県の補助制度等を活用した担い手への支援
- ②人・農地プランに基づく地域の課題解決に向けた座談会・検討会の開催
- ③農業の持続的な発展を図るための新たな補助金制度の新設

2. 農用地の利用促進

(1) 優良農地の確保と活用

農業振興地域整備計画に基づく優良農地の保全に努め、農地の集団性を確保するため、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、農地法の適切な運用に努めるとともに、農地の状況を正確に把握、管理、活用し、利用権設定や幹旋・売買を促進する。

(2) 農地の集積・集約化

農地の生産性の向上と効率的利用を目指すために、れんこん及びかんしょなどの特産作物の営農類型を中心とした認定農業者や地域の中核的農業者、担い手を中心に、今後優良農地の利用集積を積極的に推進する。

また、農業委員会と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化の推進に取り組む。

- ①農業委員会と連携した農地パトロールの実施
- ②農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化



地域座談会の開催

3. 地域の特性を生かした農業振興

豊かな自然環境の中で生まれた本市農産物のブランド化を図るため、生産量や将来性を踏まえ、生産・販売体制の支援を継続して実施する。

また、消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、多様化する消費者のニーズに対応できる生産流通体制の整備と環境に優しい農業を推進する。

(1) ブランド推進

本市の特産物である「なると金時」「れんこん」「なし」「だいこん」「鳴門らっきょ」「すだち」を主要品目として、生産から販売までの総合的な戦略を展開し、「ブランド化」を進めていき、本市農業の振興を図る。また、魅力ある農産物を原料として作られた六次産業化商品の開発等に関する支援も実施し、産直市・道の駅の発展に努める。併せて、本市に飛来し定着している「コウノトリ」を生かした農産物のブランド化を図り、「鳴門市コウノトリブランド認証制度」を推進する。

農産物やそれを利用した加工品を本市の特産品としてPRすることにより、

販売促進や販路開拓・拡大に積極的に取り組んでいく。また、現状のコロナ禍にも対応したブランド推進や販売促進に関する情報収集に努める。

- ①ブランド産地振興事業補助金を活用したブランド強化
- ②六次産業化推進支援事業補助金を活用した商品開発・販売促進
- ③トップセールス・キャンペーン等による販売促進
- ④農産物及び加工品のPR活動
- ⑤産直市と道の駅「くるくるなると」との連携
- ⑥「鳴門市コウノトリブランド認証制度」の普及推進
- ⑦農業の持続的な発展を図るための新たな補助金制度の新設
- ⑧新型コロナウイルス感染症に対応したブランド推進・販売促進



PR・キャンペーンの実施



農産物直売所「えがお」



道の駅「くるくるなると」



商標番号 第5973082号

(第30類・第31類)

第6068485号

(第29類)

第6500549号

(第30類)

コウノトリおもてなし

商標番号 第5918906号

(第30類・第31類)

第6068484号

(第29類)

第6503766号

(第30類)

コウノトリブランド認証制度

(2) 安全・安心な農産物の生産

農業者が安全・安心な農業生産を行い、消費者に安心できる農産物を安定的に供給できるよう支援することで、信頼される産地づくりを目指す。持続性の高い農業生産方式である土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式を推進し、エコファーマー制度の推進に努める。

また、農薬や肥料の適正使用と併せて、農場管理や農業従事者の衛生管理など、生産・収穫調整・加工・出荷までの一連の生産工程を管理する手法として、GAP（農業生産工程管理）の導入を推進する。

①関係機関と連携した講習会や研修会の実施

②環境に配慮した営農活動に対する支援

③「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標11、12の推進



講習会の開催



環境に優しい圃場整備



SDGsに向けた取組

①環境に配慮した生産活動

②安定した食料供給

4. 農村集落・農用地の保全

(1) 耕作放棄地の発生防止及び解消の促進

耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、現状の耕作放棄地を活用できる積極的な取組を進めていく。農業委員会との連携や農地中間管理機構を活用することで、担い手への農地利用の集積・集約化の推進に取り組む。

(2) 農業用廃材の適正処理

農業用廃プラスチック適正処理協議会と連携し、農業用廃プラスチック等の農業用廃材について、リサイクルを基本とした適正処理に努める。

(3) 有害鳥獣対策

農作物の鳥獣被害防止のため、サル、イノシシ等の有害鳥獣被害に対応する捕獲施設の導入や侵入防止柵を設置し被害軽減に努める。鳴門市鳥獣被害防止計画に基づき、鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会に委託し捕獲と被害防止対策を行う。

(4) 特定外来生物の防除

特定外来生物ナガエツルノゲイトウが特に繁殖している大津町は、本市の農産物ブランドにもあげられる「れんこん」や「なると金時」の産地であることから、ナガエツルノゲイトウの防除と市の農産物ブランド維持の両立を図り、かつ、出水時の排水路としての機能を保持するため、市民や関係機関等による地域ぐるみの防除対策を積極的かつ継続的に推進する。



サル用大型捕獲檻



ナガエツルノゲイトウの駆除

5. 農業生産基盤の整備

(1) 農業用排水施設の整備

農業用水の水質改善と安定的確保及び配水区域の拡大、用排水分離による耕地の塩害防止を図るため、国営農地防災事業及び地盤沈下対策事業、国営附帯農地防災事業等を推進し、用排水施設を整備するとともに農道整備や農地の区画化を進め、優良農地の確保に努める。

①国営農地防災事業により造成される大規模施設管理体制の整備推進

事業完了後に施設の維持管理が適正かつ持続的に行えるよう、関係機関と連携し、施設管理体制の整備に対する支援を国に要望していく。

(2) 農地防災と保全

農地災害を未然に防止するため、土地改良区等管理団体の管理体制の強化に努めると共に、農家経営の安定と農業生産力の向上を図るため、用排水施設の近代化やため池等整備事業などを推進し、防災・保全施設を整備する。

また、国及び県の補助事業を活用し、施設の長寿命化を図る。

①農業用排水機場に係る受益者負担の軽減

農業用排水機場については、老朽化等により維持や整備に多大な費用が必要であり、受益者にとって大きな負担となっている。また近年の異常気象等への対応のみならず、市民生活の安全確保や防災機能の維持の観点からも必要不可欠な重要施設となっている現状がある。

以上のことから受益者の負担軽減に向けた施策に取り組む。

（３）農村環境の整備

高齢化社会において、集落生活基盤施設や集落道の整備により、利便性や居住快適性の向上を図り、農村生産基盤の整備と一体的計画的に農業就業者の生活の向上を図る。

農業・農村の多面的機能が適切に発揮できるよう、それぞれの地域にあった共同活動を支援するとともに、農業用施設の整備を推進する。

①多面的機能支払交付金事業

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等を行うことにより、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図り、地域の農業者だけでなく地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参加を得て、地域ぐるみでの効果の高い活動へ支援を行う。

（４）農道の整備

県道・市道との調整を図りながら、地域農業振興の基本となる幹線農道の整備を推進するとともに、輸送労力の節減や営農の効率化を図るために農道整備に努める。

6. 林業の振興

森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や生活環境の保全など多様な機能を持ち、市民の生活に重要な役割を果たしていることから、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図る。

(1) 森林資源の保護・保全と適正利用

森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図る。松食い虫被害については、森林病害虫等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行う。